

新たに外国人労働者を受け入れる14業種の概要

業種	特定技能1号 今後5年間の 受け入れ予定数	特定技能2号 今後5年間の 受け入れ予定数	受け入れ開始 予定時期	家族帯同 の可否	在留期間の制限・ 永住申請の可否
① 建設業	3万～4万人		特定技能1号: 2020年3月 までに開始 2号:数年の間 は受け入れ予定 なし	特定技能 1号:不可 2号:可	特定技能 1号:最長5年 2号:無期限 永住申請 1号:不可 2号:可
② 造船・ 船用工業	1万～1万3,000人				
③ 介護業	5万～6万人	当面、特定技能 2号の受け入 れ予定はなし	2019年4月	特定技能 1号のため 不可	特定技能 1号のため 最長5年 永住申請は 不可
④ 外食業	4万1,000～ 5万3,000人		2019年4月		
⑤ ビル・ クリーニング業	2万8,000～ 3万7,000人		2019年秋～		
⑥ 農業	1万8,000～ 3万6,500人		2020年3月 までに開始		
⑦ 飲食品 製造業	2万6,000～ 3万4,000人		2019年10月		
⑧ 宿泊業	2万～ 2万2,000人		2019年4月		
⑨ 素材産業	1万7,000～ 2万1,500人		2020年3月 までに開始		
⑩ 漁業	7,000～ 9,000人				
⑪ 自動車 整備業	6,000～ 7,000人				
⑫ 産業機械 製造業	4,250～ 5,250人				
⑬ 電気・電子 情報関連産業	3,750～ 4,700人				
⑭ 航空業	1,700～ 2,200人				

新たな在留資格のもと  
14業種で単純労働が可能に

2018年末、混乱の中で駆け込み成立した改正出入国管理・難民認定法(以下、入管法)により、労働力不足が著しい14業種(左の表参照)に限定し、外国人労働者の受け入れ拡大を図るため、新しい在留資格(就労ビザ)が創設された。創設された在留資格は「特定技能1号」と「特定技能2号」。この在留資格のもと、14業種において、外国人がこれまで認められていなかった単純労働業務に従事でき

るようになった(留学生による単純労働アルバイトなどは除く)。

政府が野党の批判や国民の懸念を押し切る形で外国人労働者拡大に舵を切ったのは、労働力人口減少による労働者不足が要因。2018年平均の有効求人倍率は1.61倍(厚生労働省)で、161件の求人に対し100人の労働者しか充足できていない厳しい状況だ。しかもこれは一時的な問題ではなく、日本の労働力人口は今後、毎年数十万人～100万人単位で不足するとの予測もある。



社労士・行政書士  
若松絵里の  
「外国人労働者と共生する」①

「単純労働」への門戸解放



わかまつ えり  
法務省届出申請取次行政書士・外国人技能実習監理責任者・社会保険労務士。2005年「若松社労士・行政書士事務所」開設。主な取り扱い業務は外国人の就労ビザ申請業務。近著は「中小企業のための外国人雇用マニュアル」。

労働者の雇用が実現したことは大きなメリットだ。従来の就労ビザを持つ外国人労働者は「高度外国人材」と呼ばれ、入管法上、その就労が許可される職種は「専門的・技術的分野」のホワイトカラー職限定。外国人留学生が短時間アルバイトという形でコンビニや飲食店などで、また農業や建設業などでは技能実習生が「技能・技術知識」を学び実習するという名目で、国内の労働力不足を補っていた。ただし、留学生の稼働時間は入管法で週28時間以内と制限され、技能実習生も在留期間が最長5年と決められて

おり、長期間安定的に労働力不足を補ってくれる存在ではなかった。今回の「特定技能」の場合、1号は最大在留期間が5年とされているものの、技能実習生として3年以上の経験があれば、そのまま「特定技能1号」に移行することが可能なので、技能実習の最大在留期間5年に加えて特定技能1号の5年で合計10年間就労できる。

さらにその後、1号から2号に移行できる場合は無期限の就労が可能になる(特定技能2号の在留期間は期間更新回数制限がないため)。

※1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」より。  
※2 在留資格「特定技能1号・2号」と「技能実習」で認められている業務内容は異なる。詳細は法務省ウェブサイト「新たな外国人材受け入れ(在留資格「特定技能」の創設等)」を参照。  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html)

共生のために必要な  
職場や社会のサポート

現在、国内で働く外国人労働者は毎年約20万人ずつ増加。「特定技能」新設により、単純計算すると、今後5年の間だけでもさらに125万人以

上の外国人労働者が増える見込みだ。しかし、今のところ受け入れる企業側と生活の場となる日本社会に十分な受け入れ準備が整っているとは言えないのではないか。これまでにないペースで増える外国人労働者と共生していくために、企業側は日本の商慣習や

日本語教育を、日本社会は帯同する家族も含めた日本語教育や生活上のルールを理解してもらう取り組みなど、様々なサポートが必要になる。

一方、日本で暮らす私たち自身にも外国人労働者の大量流入による将来の雇用不安や賃金の押し下げ、社会

保障の負担増などに関する懸念が生じてくるのは当然のことだろう。こうした問題や懸念を少しでも取り除き、今回の入管法改正が日本社会に参入する外国人労働者と受け入れる私たちの双方に良い結果をもたらすよう、官民一緒に努力していく必要がある。



画: 永美 ハルオ